

よくあるお問い合わせ（FAQ）

〈支給対象、支給額〉

	問い合わせ	回答
1	事業所、施設等は岩手県内にあるものの、本社が岩手県内にない場合、申請できるか？	本社が岩手県外であっても、岩手県内を所在地とする事業所、施設等が存在する場合は、当該事業所、施設分については支給対象となります。 なお、本社が岩手県内であっても、岩手県外に所在する事業所、施設分については支給対象外です。
2	支給された支援金の用途制限はあるか？	支援金は電気代等の高騰分に活用されることを想定していますが、特段の用途制限はありません。
3	同様の趣旨の給付金を他団体(市町村等)から受けている、又は受ける予定があるが、この支援金を申請することはできるか？	他団体からの同趣旨の給付金の受給(予定を含む)の有無に関わらず、本支援金を申請することが可能です。 ただし、本支援金を受給した場合に他の給付金を受給することができるか否かは、他の給付金の支給要件等をご確認ください。
4	一つの事業所で複数のサービスを運営している場合、それぞれのサービス毎に申請ができるか？	指定を受けているサービス毎に支援金を支給します。
5	同じ法人で、本マニュアルに記載される分類1～分類7において「複数の分類」を運営している。該当するすべての分類で支援金を申請することはできるのか？	事業を行っているそれぞれの分類で申請することが可能です。ただし、「分類ごとに申請書を作成・提出していただく」必要があります。 分類ごとに様式第1号～3号(必要に応じて第4号も)と添付書類をそろえていただき申請してください。
6	分類1～分類7に該当していれば事業形態に関わらず、すべての事業所が支給対象となるか？	分類によって、対象外となる事業形態がある場合があります。本マニュアルP4～P6に掲載の別表第1～第7に記載している各分類の支給要件を必ずお読みください。

〈障害福祉サービス事業所等・介護サービス事業所等関係〉

	問い合わせ	回答
1	一つの事業所で複数のサービスを運営している場合、それぞれのサービス毎に申請ができるか？	指定を受けているサービス毎に支援金を支給します。
2	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるか？	「入所系」と「通所系」を両方実施している事業所は、両方のサービスで申請することができます。入所系と通所系の他にも、訪問系や相談系も申請することができます。
3	介護サービスと障害福祉サービスを同一建物内で提供しているが、障害分野と介護分野でそれぞれ申請可能か？	その施設・事業所の許認可ごとに申請可能となります。
4	医療機関であって障害福祉サービスを同一建物内で提供しているが、障害分野と医療分野をそれぞれ申請可能か？	その施設・事業所の許認可ごとに申請可能となります。

よくあるお問い合わせ（FAQ）

<申請手続、申請書類>

	問い合わせ	回答
1	複数の事業所、施設を運営している場合、事業所、施設ごとの申請になるのか、法人単位での申請になるのか？	法人が運営する事業所、施設をとりまとめて申請してください。支給申請書は、法人単位での申請が可能なように1枚に運営する事業所、施設を複数記入することができます。なお1法人が異なる分類の事業所、施設を運営している場合は、申請分類ごとの申請書作成が必要となります。
2	実績報告書の提出は必要か？	支援金支給のため、実績報告は不要です。ただし、虚偽の申請があった場合は支援金の返還となります。
3	複数の事業所を運営しているが支給金額はいくらになるか？	分類、区分ごとに金額や算出方式が異なります。本マニュアルP4～P6に掲載の別表第1～第7をご一読いただき、様式第2号のうち貴法人の該当する分類の書式にて算出し、申請してください。
4	申請を行ったが支援金はいつ入金になるか？	申請に不備がない場合、「申請受理証」を発送してから、「オンライン申請」で概ね4週間程度、「郵送申請」の場合は5週間程度の時間を要します。なお、申請に不備がある場合は、不備が解消されるまで審査、支給をすることができません。
5	申請に不備があった場合、どのような対応になるか？	申請に不備があった場合、事務局よりフォローアップのために、ご連絡をさせていただきますので、事務員の指示に従って、様式の修正や不足資料の手配をお願いします。
6	<ul style="list-style-type: none"> ○申請締め切りが迫っているので直接事務局に申請書類を届けたい。 ○追加提出を依頼された書類を直接事務局に届けたい。 	<p>本事務局では多くの法人情報、個人情報扱うため、岩手県、事務局が面談の必要があると判断をした場合を除き、事務局への訪問はお断りさせていただきます。</p> <p>オンライン申請は即日申請が可能ですし、郵送での申請は当日消印が有効です。誠に恐縮ですがそちらをご利用いただきますようお願いいたします。</p> <p>事務局から要請された追加資料の提出については様式第4号を除きメールでの提出も可能です。</p>